

移動支援サービスの利用のご案内

【相談窓口】

担当窓口 地域福祉課	身体障害者支援	知的障害者支援	精神・難病 医療費助成
大森地域福祉課 大森西 1-12-1	5764-0657	5764-0710	5764-0696
	Fax 5764-0659		
調布地域福祉課 雪谷大塚町 4-6	3726-2181	3726-6032	3726-4139
	Fax 3726-5070		
蒲田地域福祉課 蒲田本町 2-1-1	5713-1504	5713-1507	5713-1383
	Fax 5713-1509		
糎谷・羽田 地域福祉課 東糎谷 1-21-15	3743-4281	3741-6526	3741-6682
	Fax 6423-8838		

大 田 区

令和3年4月

1 移動支援サービス

単独での外出が困難な在宅の障がい者（児）が外出をする際に、ヘルパー等を派遣して必要となる移動の介助や外出の支援を行います。障がいの状況、介護を行う者の状況や介護できない状況を聞き取り、支給決定します。

ただし、法律（注1）によるその他の外出介護サービスや、介護保険の外出介護サービスが利用できる方はその制度が優先になります。

（注1）ここでいう「法律」は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」のことです。

2 利用できる方

次の（1）から（5）のいずれかに該当する方で、利用申請をして支給決定された方が利用できます。

- （1）視覚障がい者（児）
- （2）全身性障がい者（児）
- （3）知的障がい者（児）
- （4）精神障がい者（児）
- （5）難病等患者（四肢機能に著しい制限があり医師の意見書により区長が認める方）

※ 未就学児の利用はできません。

※ 介護者の状況により、支給の可否を決めます。

3 サービスの内容

1日の範囲で用務を終える外出で、利用者1名に対してヘルパー1名が付き添います。

サービスの区分には「身体介護あり」と「身体介護なし」があり、支援する必要の程度によって決まります。障がいの状態に変化があった場合は、この区分の見直しをしますのでご相談ください。

「身体介護なし」 目的地までの誘導、移動中の見守り及び促し、外出先での読み書き等

「身体介護あり」 身体介護なしのサービス内容とそれに付随した排泄・食事・車いすの介助や安全確保のための手びき等

4 外出の範囲

(1) 社会通念上必要不可欠な外出

① 公共機関、金融機関等における手続のための外出

② 医療機関等への通院のための外出

※医療保険対象以外の通院や柔道整復師法及びあん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等に関する法律に基づく治療のための通院も含まれます。

③ 区長が社会通念上必要不可欠と認める外出

※具体的な内容としては、健康維持、福祉サービスの申請・相談、職業（就職に関わる面接等）、買物、冠婚葬祭（親族等）、家族介護等の外出となります。

④ 通学通所のための外出

※通学の支援は義務教育及び特別支援学校への行き帰りです。学校から学童保育や放課後等デイサービスへの支援についても対象になる場合がありますのでご相談ください。

※通所については、バス等による送迎がある場合や自力での通所が前提の施設利用の場合は、原則として移動支援の利用はできません。

(2) 余暇活動等社会参加のための外出

教育、文化・教養、趣味活動、地域活動、冠婚葬祭（親族以外）等の社会参加としての外出です。

5 対象とならない外出について

(1) 経済活動（通勤、営業活動等）

(2) 通年かつ長期にわたる外出 ※1

(3) 社会通念上、支給が適当でない外出 ※2

※1 通年かつ長期に渡る外出とは

・ 6か月以上継続する週2回以上の同じ場所への外出。

ただし、医師が必要と認める医療機関等への通院の場合を除外。

通院以外でも利用者や介護者の生活状況によっては利用も可能な場合がありますのでご相談ください。

※2 社会通念上、支給が適当でない外出とは

・ 公序良俗に反する目的のための外出

・ 宗教、政治等の活動を目的とした外出

6 対象外となるサービスの例

移動支援サービスは、場所から場所への移動に伴う介助サービスです。

次のサービスは対象外となるサービスの例です。

◆ 見守りや一時預かり

◆ ヘルパーの待機時間

- ◆ プール等危険を伴う活動（プールへの送迎は可）
- ◆ 学校や施設の行事（介護者の状況により送迎のみ可）
- ◆ 入院中
- ◆ 支給決定時間を超えての利用（事前に支給決定時間の変更をご相談ください）
- ◆ 通学・通所で支給決定された時間を余暇活動等の移動支援に利用すること

7 利用可能な時間

余暇活動等社会参加としては次に掲げる時間数を標準として、障がいの種類及び程度、介護を行う者の状況等を勘案して利用可能時間を決めます。

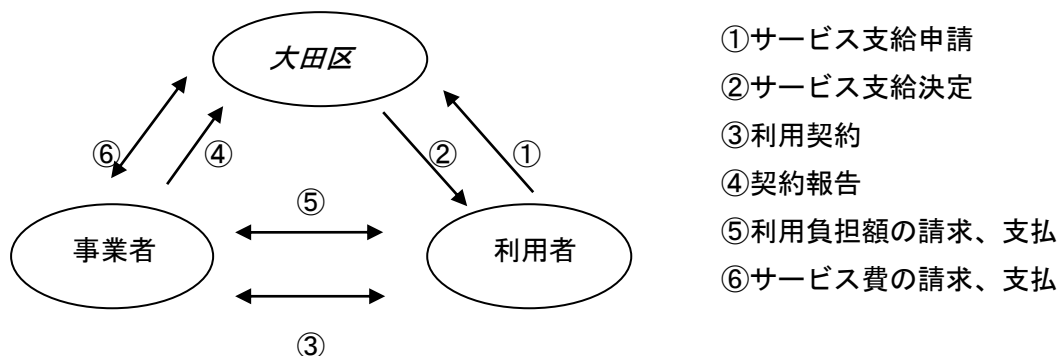
- 標準時間として
- ・ 18歳以上 月32時間
 - ・ 18歳未満 月16時間

8 利用までの流れ

申請先 管轄の地域福祉課

- (1) サービス支給申請
各地域福祉課で本人の状況・介護者の状況等を聞き取ります。
- (2) サービス支給決定
各地域福祉課で支給時間を決定します。支給決定期間は最長で1年間です。
利用を継続する場合は、期間内に更新手続きを行ってください。
支給決定後、支給決定通知書をお送りします。
- (3) 利用契約
支給決定通知書を提示して、大田区移動支援協定事業者と契約してください。
※大田区と協定していない事業所は利用できません。（協定事業者一覧をご希望の方はお申し出ください。）
※複数事業者と契約することはできます。ただし、それぞれの契約時間を足して支給決定時間を超える事のないように契約してください。
※複数の事業者と契約した場合は、必ず新たに契約した事業者名を既利用の事業者に加え、全体の利用時間を管理する事業者（上限管理者という）を決めてください。
- (4) サービス利用開始
決定した支給時間の範囲内をご利用ください。
利用者や介護者の状況変化があった場合は利用時間の変更もできます。変更を希望する場合は、事前に地域福祉課にご相談ください。
※変更が認められた場合は、ご利用の事業者との契約変更も忘れずにお願いします。
- (5) 毎月決められた利用負担額を業者に支払いをしてください。
- (6) サービス費の請求支払
移動支援サービス費は利用者負担額を除く額を事業者が大田区に請求して、

大田区から事業者に支払います。その際に重要になるのが「サービス提供実績記録票」です。利用者はこの記載内容を確認してください。特に日・時間に間違いがないか確認をお願いします。



9 利用者負担額について

移動支援サービス費の1割又は次の負担上限月額のうち低い方を負担していただきます。

区分			負担上限月額
生活保護世帯			0円
区市町村民税非課税世帯（低所得）			0円
区市町村民税課税世帯（一般）	障がい者（本人と配偶者）	I 区市町村民税所得割額 年16万円未満	9,300円
		II 区市町村民税所得割額 年16万円以上	37,200円
	障がい児（保護者の属する住民基本台帳での世帯）	III 区市町村民税所得割額 年28万円未満	4,600円
		IV 区市町村民税所得割額 年28万円以上	37,200円

※「障がい者」は18歳以上です。「障がい児」は18歳未満です。

※区市町村民税の所得割額

地方税法が改正され一部の扶養控除が廃止されましたが、上記の負担上限月額の区市町村民税の所得割額は、16歳未満の扶養親族及び16歳以上19歳未満の特定扶養親族に関する控除がなされたものとして算定します。

10 サービス単価

単位 円

所要時間 時間帯区分	日 中 (午前8時から午後6時まで)		日 中 以 外 (午後6時から翌朝8時まで)	
	身体介護あり	身体介護なし	身体介護あり	身体介護なし
所要時間 30分以内の場合	2,700	1,100	3,375	1,375
所要時間 30分を超えて 1時間以内の場合	4,300	2,100	5,375	2,625
所要時間 1時間を超えて 1時間30分以内の場合	6,200	2,900	7,750	3,625
1時間30分を超えて以降 所要時間 30分増すごとの 加算額	850	750	1,060	935

《サービス費算定と利用料の例》

例1 障害児のバス停までの送りを8:30~8:55の「身体介護あり」で23回/月利用

利用は 1回25分なので日中単価 2,700円/回 × 23回 = 62,100円

決められた利用料が、**9利用者負担額**についての「負担上限月額」のⅢ（区市町村住民税均等割又は所得割額 年28万円未満）であった場合、
10%負担で上限月額が4,600円となる。

負担額 62,100円 × 10% = 6,210円 > 4,600円 となるため、

利用料は、4,600円の支払となる。

例2 以下の外出を「身体介護なし」の支援で利用

a 横浜散策に9:00~16:00の7時間の利用

1時間30分までの日中単価2,900円に加算額を加える。

加算額は30分750円のため、1時間30分を超え7時間までの5時間30分間の額
2,900円 + @750 × 11 = 11,150円

b 毎週水曜日スイミングへの送迎 午後6:00~6:50と午後8:00~8:50 4回/月
午後6:00~6:50は1時間の支援、午後8:00~8:50も1時間の支援となる。

この場合、支援と支援の間が2時間以上空かないため、一連の支援として計算して
待機時間を除き2時間の支援の利用となる。

日中以外で1時間30分まで単価の3,625円に加算額を加える。

(3,625円 + @935円) × 4回 = 18,240円

この月の利用は、11,150円 + 18,240円 = 29,390円

決められた利用料が**9利用者負担額**についての「負担上限月額」のⅠ（区市町村
住民税均等割又は所得割額 年16万円未満）であった場合、

10%負担で上限月額が9,300円となる。

負担額 $29,390 \text{円} \times 10\% = 2,939 \text{円} < 9,300 \text{円}$ となるため、

利用料は、2,939円の支払いとなる。

11 よくある問い合わせ

- (1) Q：同じ学校で移動支援を利用している人がいる。うちの子も利用したい。
A：個々に介護者の状況が異なりますので、利用可能かどうか、何時間の利用ができるかをご相談ください。ご相談いただいた結果、ご要望に沿えないこともあります。
- (2) Q：プールでの利用可能ですか。
A：プール内の支援は移動支援の業務に当たりません。送迎と更衣・排泄介助までが支援内容です。
- (3) Q：夏休み中の学校のプールへの移動は、通学の移動支援時間の利用可能ですか。
A：夏休み中の任意参加のプール行事（学校の出席日数に数えないプールについては「社会参加」目的となり通学の移動支援時間は利用できません。社会参加の支給決定時間を受けていれば利用は可能です。
- (4) Q：移動支援で通院したい。
A：通院の性質により次のように分けられます。
- ① 突発的な通院
移動支援を利用して通院することができます。
 - ② 定期的な通院
 - ③ 定期的な通院が必要な方は、居宅介護（通院等介助、通院等乗降介助）や介護保険制度を利用することになります。
居宅介護（通院等介助、通院等乗降介助）や介護保険の対象者が通院のために移動支援を利用できるのは、以下の場合に限られます。
ア 居宅介護（通院等介助、通院等乗降介助）や介護保険の申請中で、これらのサービスを利用できるまでの間
イ 通院の帰路において、食事や買い物をしたりする場合
- (5) Q：散歩で移動支援を使いたい。
A：本人、家族の状況を勘案した上での利用になります。散歩の範囲は常識的な範囲に限ります。
- (6) Q：外出前後に行う利用者の居宅内での支援は、移動支援として利用できますか。
A：居宅介護と連続して移動支援を行う場合は、居宅介護で利用することになります。
移動支援のみ利用する場合は、外出に付随する必要な援助であれば移動支援として利用できます。（付随する援助とは、コートを着たり、靴の履き替え等です。）

- (7) Q : 家族の都合で留守にする間、一人になってしまうので移動支援を利用したい。
- A : 移動支援は、あくまでも本人の外出に関する支援です。保護（お預け）や見守り的な利用はできません。
- (8) Q : 障がい者が多動で、急な飛び出し等がありヘルパー1人での付添いでは路上や公共交通機関の移動に不安があります。
- A : まずは、障害福祉サービスの行動援護の利用が可能かどうかご相談させていただきます。行動援護の利用ができるようになるまでの間は、障がいや行動面に応じて2名のヘルパーの派遣も可能です。個別に相談してください。
- (9) Q : 発達障がいがあるのですが、まだ障害者手帳をもっていません。利用は可能ですか。
- A : 手帳がない場合でも、障がい等の要件の証明ができれば対象となる場合がありますので、ご相談ください。
- (10) Q : 旅行に移動支援を利用できますか。
- A : 日帰り旅行であれば可能です。宿泊を伴う旅行での利用は認められません。
- (11) Q : キャンセル料金はかかるのですか。
- A : キャンセルの取り決めは利用者と事業者の契約の内容になりますので、各自で確認してください。移動支援を実施していない場合に、区で費用を負担することはありません。
- (12) Q : 理髪店を利用している間の待機時間は算定できますか。
- A : 待機時間は移動支援サービスの算定対象ではありません。
支援時間なのか待機時間なのか不明の場合は、ご相談ください。